

【通知文例】

令和3年4月22日

保 護 者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 中 津 小 学 校
校 長 船 留 昌 代

今後の学校園における対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、今般、大阪府より政府に対し「緊急事態宣言」を行うよう要請され、政府が大阪を対象に「緊急事態宣言」を発する見込みとなっており、みなさまに更なる感染拡大防止の取組をお願いするところです。

つきましては、本市としましても、徹底した感染症防止対策を講じるとともに、児童の健やかな学びの保障や心身への影響の観点等を踏まえ、次のとおり教育活動を行ってまいりたいと考えていますので、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、学校園以外での日常生活についても各自が感染防御対策を取り、家庭内感染を防ぐなど今後の更なる感染拡大を少しでも予防し、子どもたちの学びの活動を止めないためにも、引き続き保護者の皆様とお子様の感染予防について令和3年4月8日付け「新型コロナウイルス感染症の予防について（お願ひ）」に基づき、ご対応いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、新型コロナウイルスに係る対応については、今後変更が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

記

○緊急事態宣言の期間中（4/26～5/9の予定）における児童の学習活動について

- ・1、2限目の時間は、家庭にて、ICTを活用した学習やプリント学習を行います。
- ・家庭における学習終了後は10時15分～10時30分までに登校し、3時限目開始までに健康状態の確認を行います。集団登校ではありませんので可能でしたら学校までの付き添いをお願いいたします。

- ・3・4限目の時間は、学校にて、家庭で学習した内容を深める指導などを行います。

- ・4時限目終了後は、給食を喫食し、13時30分頃に下校します。

- ・5、6限目の時間は、家庭にて、ICTを活用した学習やプリント学習を行います。

※1年生の家庭学習については、プリント学習等を中心に行います。

※ご家庭におけるインターネットの環境が整っていない場合は、学校に相談してください。

※1～3年生児童においてご家庭での監護ができない場合や児童に留守番させることが困難な場合等は、学校に相談してください。1・2時間目を学校で過ごす場合は、自主学習となります。その場合は、通常通り（8時～8時20分）に登校させてください。集団登校ではありませんが見守り隊の方々のご厚意で、その時間帯（8時～8時20分）には通学路に立って安全確保をしていただきます。

※児童いきいき放課後事業へ参加する児童は、給食後に下校せず、いきいき活動開始までは学校で自主学習を行います。

(問い合わせ先)

大阪市立中津小学校 06-6371-2047